

第84回自衛隊員倫理審査会議事録

1 日 時

令和2年3月25日（水）15時00分～15時40分

2 場 所

防衛省A棟11階 第1省議室

3 出席者

（委 員） 大森会長、高木委員、田中委員、友常委員、能勢委員
（防衛省） 北澤服務管理官

4 議 事

(1) 開会の辞

- 大森会長 只今より「第84回自衛隊員倫理審査会」を開催します。
各委員におかれましては、ご多忙中のところご参集いただき、誠にありがとうございます。
ます。

(2) 第83回自衛隊員倫理審査会議事録について

- 大森会長 それでは、本日の議題に入りたいと思います。
議題の1番目は、前回の審査会の議事録のご承認をいただくことです。
お手元の資料2「第83回倫理審査会議事録」については、案はあらかじめお配りしてありますので、ご質問又はご意見がありましたらお願いします。
- 委員 意見なし。
- 大森会長 それでは、議事録につきましては、特段のご意見もないようですので、承認につきましては、他の議題についての議論を終えた後で、一括して行いたいと思います。

(3) 令和元年度自衛隊員等倫理週間について

- 大森会長 議題の2番目は、「令和元年度自衛隊員等倫理週間の実施結果について」です。
それでは、服務管理官から説明をお願いします。
- 服務管理官 お手元の資料の3、4、5を説明させていただきます。まずは資料の3をご覧ください。本年も、令和元年12月1日から7日の間、自衛隊員等倫理週間を実施させていただきました。実施の項目については、前回もご説明したとおりでございますけれども、大きく分けて5つございまして、全隊員を対象とした教育を実施いたしました。
それから、倫理監督官である防衛事務次官による倫理の規律保持に関する訓示をいた

しまして、その後、部外有識者による倫理に関する講演を実施させていただきました。

それから、これは例年通りですけれども、パンフレット及びポスターの作成、配布をいたしております。隊員が持っている自衛隊員倫理カードとポスターなどにより、倫理管理官それから倫理ホットラインの周知をさせていただきました。

以上が全体の取組でございまして、続いて資料の4でございます。部外有識者の講話の後のアンケートをとりましたので、その結果をご説明させていただきます。

今回は、弁護士の甲斐先生により「公務員の不祥事をどう防ぐか～国民が自衛隊員に求めるコンプライアンス～」と題し、講演をしていただきました。全体的に倫理のこともあり、それから公務員全体の不祥事の内容も含めたような内容の講演をしていただきました。その結果でございますが、全体の94.6%が「面白かった」「分かりやすかった」「ためになった」という、非常に前向きな回答を得ております。

今後聴講してみたい内容としましては、例えば、具体的な不祥事の事例解説なども是非やっていただきたいという意見もございました。

こちら毎回聞いているところではございますけれども、「倫理法・倫理規程の禁止行為を厳しいと感じることはあるか」という問いに対しては、約8割の人はそれほど厳しいと思っていないという、例年通りの結果となっております。

3番のところで、「その中でも厳しいと感じる行為はありますか」という問いに対しては、毎回同じようなことですけれども、「利害関係者の企業を訪問する際に車での送迎を受けてはならない」これは中には厳しいのではないかという意見もございました。

4番のところで、「倫理法・倫理規程に関する問題について判断に迷うことは何ですか。」というところですが、やはり一番多いのは飲食の提供、パーティーですとかそういう場面での飲食の提供に関するところが約3割、この辺は非常に判断に迷うことがあるという回答でした。いずれにしましても、この結果を踏まえて、色々と検討をしてみたいと思います。

次に、資料の5でございます。これは冒頭申しましたところの、全隊員を対象とした教育の一環で、本省、内部部局それから装備庁の職員に対して、eラーニングを実施しました。昨年に引き続きというところでございますが、3番の集計結果のところでございます。これは、指定職と部員相当以上、それから一般隊員に分けてやってございすけれども、それぞれ別の設問でございますので、指定職の回答率が悪いということではございません。設問がそれぞれ違うということでございます。全体的に、8割程度の正答率でございましたけれども、間違った部分が、自分が思っているより厳しく解釈した結果となっているといったところでございますので、大きな間違いという可能性は低いと思われませんが、中でもいくつか気をつけなければいけないというところで、例えば指定職の設問の中では、「給与所得以外の所得が一切なければ提出する必要はない」という所得等報告書ですね。これは所得がなくても全員が出す必要があるというところでございます。

それから、部員相当以上のところではですね、先ほども出ましたけれども、「利害関係者からの講演の依頼に付随する車の送迎」が正しく理解されていないものが約1割強

ございました。

それから、一般隊員のところでは、3割くらいの方が間違っただけをされていたのですけれども、「採用されたときの上司で利害関係者であるOBからの出産祝い金の受領」、これは私的な関係とはならないというのが正しいのですが、私的な関係であると間違っただけをした人が約3割というところでもございました。

以上のようなところを留意すべき点も含めまして、次回のeラーニングでも取り上げますし、教育資料にも反映させていただきたいと思っております。簡単ではございますが以上でございます。

- 大森会長 ありがとうございます。それでは「令和元年度自衛隊員等倫理週間の実施結果について」の説明内容に対するご質問、ご意見を頂きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。
- 委員 毎回、毎年きちんと実施されているということがよく分かりました。今年初めて私も、弁護士の先生の講演会の聴講をさせていただいたという次第であります。非常に分かりやすかったというのはあるのですが、みなさまの倫理観の意識レベルも知識もかなり高まっていらっしゃると思うので、毎年基本にかえるということはもちろん必要なのですが、ここに出されている少数の方のご意見とはいえ、実際の具体的な事例を出すとか、やはりグレーゾーンで判断に迷うものとか、応用問題の事例などを具体的な実務に沿って、今後講演などではなくても結構なのですが、教育の内容に入れていかれるとよりよくなるのかなと思っておりましたので、ぜひご検討いただければと思います。
- 服務管理官 はい、分かりました。
- 大森会長 他にございますか。
- 委員 意見ということになるのですが、いまご説明いただきました資料4のアンケート結果の中にですね、「厳しいと感じる行為はなんですか」というところに、「車の送迎」ということが記載されております。私、基地視察にお伺いした時に、個々に車の送迎に関して、やはり自衛隊員の方から、ちょっと厳しいかなというご意見を伺ったこともございまして、これは本当にケースバイケースではあると思うのですが、実質的に見て問題のない場合も、やや広く網がかかってしまっているのかなという印象をその時に受けました。この倫理規程に関しては、法律上の決め事ということもございまして、安易にこれを緩めるということはもちろんできないわけですが、法は世につれではございませぬけれども、世の中の動きもこれから変わってくる中で、倫理規程も不変のものではございませぬので、これからそういった世の中の動きに照らしまして、既定の内容についても、引き続き解釈も含めましてですね、妥当なものになるように検討頂ければと思っております。
- 服務管理官 はい。
- 委員 今後聴講してみたい内容のところですね、アンケートのところ。その中で、先ほども話がありましたけれども、その中で気になって、これはいいのではないかなと思ったのが、「自衛隊の過去の不祥事の事例解説」ですね。結構長い間やってきて、こ

れまで懲戒処分を受けた方もおられるでしょうし、それから強制処分を受けた方もおられると思うので。そういう例を、こういうものじゃなくても、そろそろまとめてですね、みなさんがいつでもそれを見られるように、パソコンならパソコンで見られるようにとか、そういう作業を、もちろんこれはあまり負担になってはいけないと思いますが、そういうのもご検討いただくと有り難いのかなと思います。これも意見として申し上げたいと思います。

- 服務管理官 法律ができて約20年経ちましたので、だいぶうちの省だけではなく他も含めると相当の事例がございますので、そのようなことも勉強して検討させていただきたいと思います。
- 大森会長 ありがとうございます。確かに仰ったように、講演会でというのは難しいかもしれませんが、何か違う形で検討していただければと思います。
- 服務管理官 色々な方法を考えます。
- 大森会長 それでは、他にご質問、ご意見がなければ、倫理週間については以上とします。

(4) 令和元年度第3四半期贈与等報告書について

- 大森会長 議題の3番目は、「令和元年度第3四半期の贈与等報告書」の審査についてです。

この審査は、倫理法第6条の規定に基づいて、5千円を超える贈与等を受けた部員級以上の隊員が提出をした「令和元年度第3四半期の贈与等報告書」について、当審査会が審査を行うものです。

それでは、服務管理官から説明をお願いします。

- 服務管理官 それでは、説明させていただきます。まず資料6です。今期は合計で403件となっております。前年度同期と比べますと100件ほど多くなっております。これは、台風19号の災害派遣に対する激励品、これが約120件ございまして、この分が増えております。棒グラフで見ても、この突出した時というのは災害、熊本地震、西日本豪雨、今回の台風19号ということで、災害が多い時に報告書が多く出てくるという結果になっております。

次の機関別でございますが、これも例年同様の傾向でございますが、約半分近くが陸上自衛隊ということでございます。あとは対象の人数割合でいきますと、防衛研究所の45.7%が多くなっております。

続いて細部の中身について説明させていただきます。

1番から3番までは、利害関係のない学会等から、懸賞文等の表彰の副賞として、賞金等を受領したものです。

4番から16番までは、利害関係のない事業者等から、表敬時に儀礼的な趣旨で贈物を受領したものです。

17番から23番までは、派遣海賊部隊に対する激励品でございます。

24番は、台風15号に対する災害派遣の激励品です。

25番から122件は、台風19号に対する災害派遣に関する激励品でした。中身を見ていただきますと、単価表がだいぶ使われているようになってございますが、まだ一部自分で調べたようなものもございます。これは前回先生方からもご指摘いただきましたように、審査会のお墨付きといったところで、さらに使っていただくように今後また周知していきたいと思っております。

147番から149番までは、供応接待になります。この3件は企業が主催しました約100名の方、他の省庁もありますけれども、その方々を集めた記念式典に招待されて、9,600円の立食式のパーティーということでございますけれども、供応接待を受けたという報告が上がってきております。契約関係があることから、「利害関係あり」となっております。

150番は、企業が主催したお客様感謝の会というものに航空自衛官の方が出席したということでした。

151番は、利害関係のない企業が主催しましたレセプションに当省の職員が参加してございました。

152番は、社会福祉法人が主催しました記念会に出席しております。

153番からは例年行われております一般社団法人が主催しております海賊派遣された部隊に対する感謝の集いでございました。約340名の国会議員や各界の人を集めたパーティーでございました。221番までがこのパーティーでございました。

順番が逆になるのですが、この関連で最後のページの方ですけれども、遅延の事案ということで20数件連なっているのですが、これは実は同じ海賊派遣に関する会合です。毎年同じ時期に、10月、11月に行われているものがたまたま今回、現地で2回行う会合でございますが、9月19日に行われたというところで、取りまとめの担当者がつい勘違いしまして、例年のことですから日本で行う会合と合わせまして3/四半期で報告を実施すると勘違いをしておりまして、現地であった22名分が遅延となってしまいました。決して悪気があったというわけではなく、勘違いでございまして、我々事務局の方もそのチェックが甘かった部分がございますけれども、例年同じ時期ということで固定概念があつて、間違ってしまったものです。悪質性がないというところで、ご判断いただければと思います。

222番から4件は、公益社団法人が開いております昼食会やレセプションが3日間行われる会合でございます。これに3日間、同じ人ですけれども、装備庁の者が出席されております。その報告でございました。

226番と227番は、それぞれ外国の大使館が主催しております、人数は7名と8名でございますけれども、それぞれ昼食会と夕食会ということでございまして、これに防衛研究所の者が出席されました。

228番から263番までは、著述に対する謝礼ということでございます。

228番から247番までは、修身等の部内サークルからの著述に対する謝礼ということでございました。

248番から251番までは、法人等の依頼に基づく謝礼でございます。

252番から260番までは、新聞社や出版社からの著述に対する謝礼でございます。

261番から263番までは大学からの依頼に基づく著述に対する謝礼でございます。

264番から272番までは、著述による印税の収入でございます。

273番は、薬品会社のスマートフォンのアプリの監修に対する謝礼でございます。

274番から297番までは、製薬会社からの依頼に基づく講演に対する謝礼でございました。これは防衛医科大学校病院ですとか、自衛隊中央病院といったところで、利害関係があるといった整理をさせてもらったところで、事前の承認を得て行っているものでございます。

298番から314番までは、財団法人等の依頼に基づく講演に対する謝礼でございます。

315番から323番までは、地方公共団体からの依頼に基づく講演に対する謝礼でございました。

324番は独立行政法人からの依頼に基づく講演に対する謝礼でございました。

325番から343番までは、大学からの依頼に基づく講演に対する謝礼でございました。

344番から351番までは、各企業、会社からの依頼に基づく講演に対する謝礼でございました。

352番から376番までは、NPO法人等の各種団体からの依頼に基づくものでございます。

377番から380番までは、テレビ出演に対する謝礼です。

381番が、新聞等に対するコメントに対する謝礼ということになっております。

流して大変申し訳ありませんが、以上でございました。

- 大森会長 ありがとうございます。それでは、ここで贈与等報告書の審査に入らせていただきます。贈与等報告書に対するご質問、ご意見を頂きたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。
- 委員 222番からの会合なのですけれど、会合の重要性から考えると、お一人だけの出席というのはどうなのでしょうかと、他のお名前がないのが不思議というか。
- 服務管理官 引き続く会合というところで、詳しくはあれですけれども同じ人が求められているのではと。
- 委員 装備庁から行かれるのは当然よくわかるのですけれども、お一人だけで、ありとあらゆる分野に対応するというのはちょっと難しいのではないかなと。能力的には能力のある方ですけれども。
- 服務管理官 出席依頼がどのような形で来ているのか、今私は手元に承知してございませんので、そこは確認させていただきます。
- 委員 招待がお一人だけだったならしょうがないのかなという気もするのですが、ちょっと不思議な。

- 服務管理官 分かりました。確認させていただきます。
- 大森会長 他にございますか。
- 委員 非常に細かい点で大変恐縮ですが、327番の贈与等又は報酬の支払の基因となった事実のところですが、ちょっと日本語として不自然というか、何か誤植ではないですけれども脱字があるのかなど。「その経緯及び意義を中心として」だけのタイトルですと何となく日本語として不自然なので、単なる誤植の類だと思うのですが、何の経緯なのかよく分からないというところで。
- 大森会長 前に何かついているのではないかと。
- 委員 そう思っていますね。この場でどうってことではないのですけれども、ご確認をいただければと思います。すみません、細かい指摘で。
- 服務管理官 確認します。
- 空幕担当者 よろしいですか。今ご指摘いただいた件につきましてはその通りでありまして、申し訳ありません。その前に「防衛関連法制」というのがついております。防衛関連法制のその経緯及び意義を中心としてということです。
- 委員 どうもありがとうございました。
- 服務管理官 肝心なところが抜けておりました。申し訳ありません。
- 委員 遅延が結構沢山あったと思うのですが、ご本人たちは全く責任がないと考えてよろしいのでしょうか。本人たちは出す気は十分あった、むしろ出してきたと、それは事務的なミスという理解でよろしいでしょうか。
- 服務管理官 この件については第3／四半期という固定観念、単純なミスです。派遣されている隊員はきちんとやっているということです。
- 大森会長 今のご質問については何か対応策というのはお考えになっているところでしょうか。
- 服務管理官 もちろんでございます。ここはきちんとルールがございますので、半期で行った分は翌月の14日までというのを改めて、文書の形かは検討しますけれども、周知をさせていただきたいと思います。
- 委員 一つだけ。このあいだ視察に行かせていただきました時に、災害派遣の際の激励品の話を伺いましたが、我々が作った簡易計算ルールはまだあまり使用されていないようでした。実際に災害派遣で行かれる方というのは、毎年同じ方が行くわけではなく、初めてだったという方もいらっしゃるということですし、このルール自体が周知されてはいても、いざ自分が行く時にはあまり意識されていないようです。今後も災害派遣では、善意に激励品を送られる方も増えると思いますので、服務管理官からお話がありましたように、「これは倫理審査会でお墨付きをもらったルールです」ということを伝え、みなさんの事務的な負担軽減のために活用いただくよう、工夫していただければと思います。
- 服務管理官 これは繰り返し周知していきたいと思います。
- 委員 何かやっぱりきちんとやっておいた方がいいだろうというような思いもあるみたいなので、そこはもう不要だとか、そういったことだと思います。

- 大森会長 それでは、他にご質問、ご意見等がありませんようでしたら、遅延の部分を含めまして贈与等報告書の審査は以上といたします。

(5) 閉会の辞

- 服務管理官 今月末をもちまして、委員5名の方の任期が満了することになります。3名の方につきましては、再任ということでご承認をいただいておりますけれども、大森会長、それから友常委員におかれましては、今月末で任期10年を迎えられるということになります。大変残念ではございますけれども、今年度をもって退任されることになりました。これまでの多年にわたる貢献につき改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

最後に大森会長、友常委員からお言葉をいただければと思います。

- 大森会長 先ほど服務管理官からございましたように20年ということなのですが、私の指導教授の栗林先生が法を作りまして、会長をされて10年間。私は友常先生と一緒にそのあと10年間させていただきました。川戸会長の後を引き継ぎまして、会長職を務めさせていただきました。無事に終わられてほっとしているところではあります。

自衛隊の任務は、ご承知のようにわが国の平和と独立を守って、国の安全を保つために、わが国の防衛というのが一番の任務であります。自衛隊員の倫理法は、その任務、職務は、国民から負託をされたものだということでありまして、その公務に対する国民の信頼を確保しなければいけないというのが倫理法というふうに理解しております。そういう意味では倫理の問題は、事後処理も非常に大変でしたが、事前の防止のために色々策をしなければいけないというのが大変なことだなというふうに考えております。国民の信頼を高める努力を引き続きしていただけたらなというふうに願っています。

最後になりますけれども、委員の皆さまには非常にお世話になりました。それから、歴代の服務管理官、陸海空の自衛官のみなさまにも本当にお世話になりました。みなさまのご協力で、無事に任務を終えられたということに深く感謝をしたいと思います。どうもありがとうございました。

- 友常委員 本当にこの10年間、こういった倫理審査会の活動、そして自衛隊の基地の視察にも伺わせていただきまして、大変貴重な経験をさせていただきましたことを、この場を持ちまして、感謝申し上げたいと思います。私が就任しました10年前というのはちょうど東日本大震災がありました年で、本当に未曾有の危機ということで、自衛隊のみなさまが救助活動等大変活躍していただきまして、国民の間で自衛隊に対する信頼というものが非常に強固になった年でございました。そのあとも、自衛隊のみなさまの日常の防衛に関する活動ですと機密事項もございますし、なかなか国民から見えにくいところではございますが、色々な災害救助の場面等では、自衛隊の活躍というのが特に国民の信頼を勝ち得てきた、そういう10年ではなかったかと思っております。

自衛隊に関するニュースということで、例えばハラスメントであるとか、細かい事案

は色々とマスコミの話題に上ったことはございましたけれども、今回我々の所轄範囲である倫理規程のことに限って申し上げれば、重大事案というほどの事案はなかったのではないかというふうに私としては考えております。

大森会長からのお言葉にもありましたが、自衛隊は国民の信頼によってたっていると、こういうことでございますので、こういった倫理審査というのは、非常に予防活動ですね、これはどの分野でも大変地道な活動で、やって成果があがっていて当たり前、あがっていることが見えない、という活動であると思いますが、なかなかご苦勞も多いかと思っておりますけれども、今後も引き続き国民のみなさまの信頼に応えられる自衛隊であり続けるために、ぜひご努力いただけますと幸いです。どうも10年間ありがとうございました。お世話になりました。

- 大森会長 以上で、本日予定しておりました議題につきましては全て審議が終了いたしました。本日は、ご熱心にご審議いただき、誠にありがとうございました。